

陳情第107号	受理年月日	令和4年8月17日
付託委員会	環境水道委員会	
件名	下水道料金減免制度の存続・拡充について	
要旨	<p>現在、北九州市の下水道料金は、生活保護世帯については、申請すれば基本料金（20m³まで2か月で1,394円）が免除される制度がある。</p> <p>これについて市は、行財政改革の一環として、負担の適正化の名目で検討、廃止する方針を示している。</p> <p>北九州市は、下水道使用料等は生活保護費の中に含まれている、減免制度は一般市民との負担の公平に反するので廃止すべきだと説明している。</p> <p>今、新型コロナウイルス感染症のまん延や、ロシアによるウクライナ侵略に対する経済制裁の影響などによって、食料品など毎日の暮らしに欠かせない生活必需品が次々と値上げされており、生活保護制度利用者や低所得の市民の暮らしはとて苦しくなっている。風呂の水は一週間は換えない、食事は一日一食、買物は見切り品など、ぎりぎりの切り詰めたものになっている。</p> <p>一方、こんなに物価が上がって生活が苦しくなっても、生活保護利用者が受け取る生活費の基準額を物価上昇に見合っ引き上げようという検討はなされていない。それどころか、生活保護の基準額は、2013年～2015年、2018～2020年と、立て続けに引き下げられてきた。このような中で、生活費の一層の切下げにつながる下水道使用料減免制度廃止は、住民の福祉の増進を図るといふ地方自治の趣旨にも背くものである。</p> <p>一般市民との負担の公平という点からいふならば、低所得層の市民の負担減免制度を廃止するのではなく、低所得でありながら生活保護制度を利用できていない市民を対象として、減免制度を拡大することこそが必要である。</p> <p>以上のことから、次のとおり措置されたい。</p>	

記

- 1 生活保護利用世帯に対して下水道使用料基本料金を減免する制度の廃止は行わず、これを存続すること。
- 2 市民税非課税世帯など低所得の市民に対しても、申請により下水道使用料金の減免が行えるよう制度の拡充を図ること。